

令和5年10月2日

令和4年度外国人技能実習機構業務統計 概要

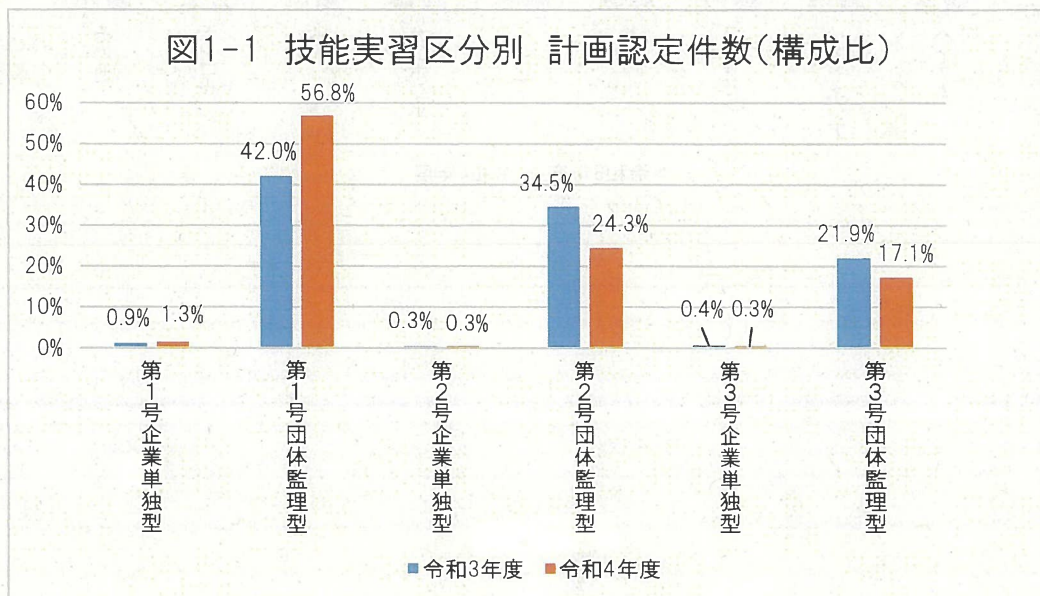
- ・ 本業務統計は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの外国人技能実習機構の業務の状況を集計したものである。
- ・ (1-1) 等の表記は関連する別添の業務統計個表の番号を指し、【図 1-1】【表 1-1】等は本概要に掲載している図又は表の番号を指している。

第1 技能実習計画の認定

1 技能実習区分別技能実習計画認定件数 (1-1) 【図 1-1】

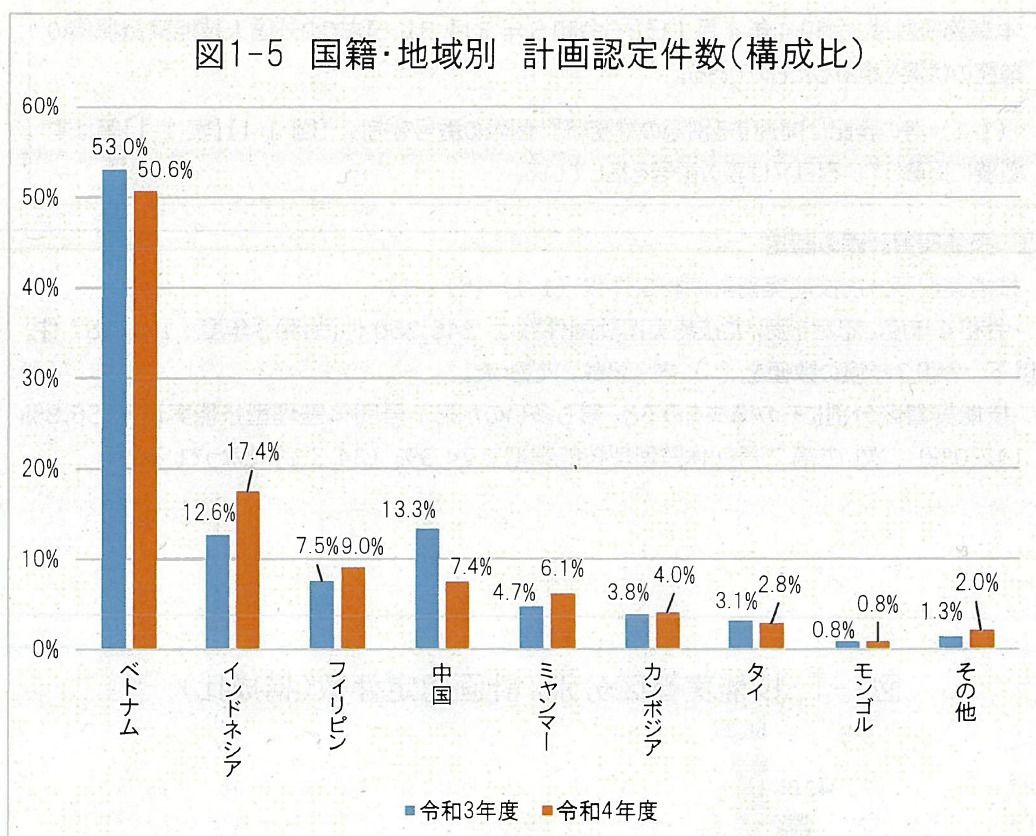
令和4年度に認定を受けた技能実習計画件数は 246,260 件(令和3年度：171,387 件。以下、令和3年度の数値を () 内に記載。)であった。

技能実習区分別にその構成をみると、最も多いのが第1号団体監理型技能実習で 56.8% (42.0%)、次いで第2号団体監理型技能実習で 24.3% (34.5%) となっている。



4 国籍・地域別技能実習計画認定件数（1-5）（1-6）【図 1-5】～【図 1-11】

技能実習生の国籍・地域別に構成をみると、ベトナムが 124,509 件（90,753 件）で 50.6%（53.0%）と全体の半分を占め、次いでインドネシアの 42,836 件（21,651 件）で 17.4%（12.6%）、フィリピンの 22,205 件（12,785 件）で 9.0%（7.5%）となっている。





オンライン通話 (Zoom) での相談対応を始めます

これまでの電話、メールによる母国語相談に加え、ウェブ会議システムZoomを利用して、オンライン通話による音声相談ができるようになります。電話番号を持っていなくても、Wi-fi環境下でインターネット回線を使用して相談ができます。

8カ国語に対応していますので、是非、お気軽にご相談ください。

(ベトナム語、中国語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語)

※事前にメールアドレスの取得が必要になります。またスマートフォン、タブレットをご利用の方はZoomアプリのダウンロードが必要になります。

※お金はかかりません。

※ウェブカメラをオフにした状態で音声通話のみで相談を行います。

※開始時期は4月12日(水)より。

Zoomでのオンライン通話の手順

①外国人技能実習機構(OTIT)の母国語相談フォームに必要事項を記載し、母国語相談室へメールを送信します。(https://www.support.otit.go.jp/soudan/)

※メールは、Gmail、Outlookなどのフリーメールが使えます。

②母国語相談室とメールで相談日時を調整し、オンライン会議室のURL、ID、パスワードの案内を受けます。

※相談日時は、母国語相談の対応日時になります。

③Zoomアプリの「Zoom Cloud Meeting」をダウンロードし、インストールします。※アカウント登録は不要です。

④相談日時に、URLからZoomのオンライン会議室にアクセスし、通話相談を開始します。

⑤相談時には、画像や映像などの電子データを提出する事も可能です。

◆母国語相談の対応日時

対応言語	対応日	対応時間	対応言語	対応日	対応時間
ベトナム語	月～土	月～金 11:00～19:00	英語	火・木・土	月～金 11:00～19:00
中国語	月・水・金・土	土・日 9:00～17:00	タイ語	木・日	土・日 9:00～17:00
インドネシア語	火・木		カンボジア語	木	
フィリピン語	火・木・土		ミャンマー語	火	

【オンライン通話での相談対応における留意事項】

- 通信料(パケット代)などオンライン通話にかかる費用は自己負担になります。
- オンライン通話の利用に際し、インターネットに関する各種トラブルが発生した場合は、自己責任となります。
- オンライン通話で知り得た情報については、個人情報として厳重に取り扱います。
- オンライン通話の利用者は別途定める「オンライン通話による母国語相談利用規約」を遵守するものとします。

※なお、Facebook Messengerによる音声通話相談対応は令和5年4月27日をもって終了といたします。

■お問い合わせ先



外国人技能実習機構 (Organization for Technical Intern Training)
指導援助部援助課 TEL 03-6712-1965

オンライン通話による母国語相談利用規約

外国人技能実習機構（以下「当機構」といいます。）が実施するオンライン通話による母国語相談（以下「オンライン相談」といいます。）を利用するためには、本利用規約への同意が必要となります。なお、第6条により、利用を申し込んだ場合は、本利用規約に同意したものとみなします。

第1条（目的）

当機構の母国語相談業務におけるサービス提供方法の一つとして、オンライン相談の機会を提供します。

第2条（対象者）

オンライン相談を利用できるのは、次の全ての条件を満たす方です。
(1)技能実習生（元技能実習生を含む。）
(2)(1)の代理人、支援者等（原則として、外国籍の者で日本語によるコミュニケーションが困難な者）
(3)スマートフォン、PC等を所有し、第4条の通信に使用するアプリケーションソフトなどオンライン相談に必要な環境を準備できる方

第3条（利用料）

オンライン相談の利用料は無料とします。ただし、オンライン相談を利用するための通信機器・通信料等の費用はオンライン相談を利用する方（以下「利用者」といいます。）が負担するものとします。

第4条（通信に使用するアプリケーションソフト）

オンライン相談では、オンライン通信のアプリケーションソフトとして「ZOOM」を使用します。
オンライン相談の利用に当たっては、別途「ZOOM サービス規約」にも同意いただく必要があります。
オンライン相談を申込み、これを利用する場合は、当該利用規約にも同意したものとみなします。

第5条（利用環境）

利用者は、以下の環境（端末・接続環境）をもって、オンライン相談を利用することとします。

- (1)利用者はウイルス感染等のセキュリティ侵害が発生していない安全な端末を利用すること。
- (2)利用者端末はインターネットに接続されていること。（秘匿性及び安全性が不明なものや接続経路の管理状況が不明な無料のインターネット接続サービス等の利用は禁止する。）

第6条（利用申込み等）

(1) 予約申込みの際に、次の事項をお伝えいただくことが必要です。なお、2回目以降についての予約申込みは、オンライン相談の際にも行うことができます。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 希望日時
- ④ 連絡先メールアドレス

(2) 予約申込みを受けて、当機構で日程調整を行い、オンライン相談の実施日時及び使用URLをご連絡します

(3) キャンセルの場合は、メールにてご連絡をお願いします。なお、連絡がないまま(2)の実施日時を10分経過した場合は、キャンセルとみなします。連絡がないままキャンセルした場合は、今後のオンライン相談の利用をお断りする場合があります。

第7条（利用の記録等）

(1) 当機構は、オンライン相談の運用管理、利用状況の把握及び利用者の利便性向上のために、オンライン相談の利用時間帯、サイト等へのアクセス履歴及び利用者が使用した端末装置等の識別情報を記録することがあります。

(2) 当機構がオンライン相談において、利用者から提供を受けた電磁的記録については、当機構に対し提出されたものとしてみなすとともに、提出された情報を本業務の目的に使用することを利用者が同意したものとみなします。

(3) 当機構は前第1項の定めにより記録した情報を、個々の端末装置が特定できる形式で公開しないものとします。ただし、法令に基づき、官公庁、捜査機関等から開示又は提供を要求された場合はこの限りではありません。

第8条（個人情報保護）

(1) 利用者の個人情報は、本業務の目的以外に利用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じ、秘密保持を図るものとします。

(2) 利用者は、第12条(3)に規定する措置を講じ、秘密保持を図るものとします。

第9条（免責事項）

(1) オンライン相談の利用に関し、利用者が使用した通信に関する環境（端末、回線、ソフト、利用場所等の一切を含む。）に起因して発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた被害について、当機構は一切責任を負わず、当該損害を賠償する義務を負わないものとします。

(2) 通常講ずべきセキュリティ対策を講じても防止できない外部からのサイバー攻撃や災害、停電など、当機構の責に帰すべき事由によらず利用者に損害が発生しても当機構は一切責任を負わず、損害を賠償する義務はないものとします。

第10条（損害賠償）

利用者が、本利用規約に違反した結果、当機構が損害を被った場合、その損害は利用者が負担するものとします。

第11条（法令等の遵守）

利用者は、オンライン相談の利用に当たって、本利用規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則及び命令等を遵守するものとします。

第12条（その他留意事項）

(1) 脅迫や暴言、就職目的以外の利用等適正なオンライン相談の遂行に支障があると判断した場合には、オンライン相談を中止又はお断りすることがあります。

(2) オンライン相談の際には、秘密保持のため、個室又は周囲に他人がいない環境を整えてください。
通訳、介助者等の同席が必要な場合には、予め当機構にお伝えください。

(3) オンライン相談に先立ち、第4条に規定するアプリケーションを使用可能な状態にしておいてください。
また、通信環境がオンライン相談に支障がないことの確認を済ませて下さい。その他、オンライン相談に利用する端末等について以下のとおりとしてください。

・ オンライン相談において利用するブラウザやソフトウェアについては常に最新のバージョンに更新し、最新のパッチを適用してください。

(4) オンライン相談を実施するための通信に要する費用は、全て利用者のご負担となります。特に、従量制の料金設定としている場合など十分ご留意ください。

第13条（本利用規約の変更）

当機構は、利用者の承諾なしに、本規約を変更することができるものとします。本規約の変更後にオンライン相談を利用した場合、利用者は当該変更について同意したものとみなします。

第14条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本利用規約には、日本法が適用されるものとします。オンライン相談の利用に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

妊娠を理由に技能実習を一方向的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

＜妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと＞

- ☑実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発生する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国を希望する場合には、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（技能実習制度運用要領参考様式1-42号）を活用しつつ、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。
- 技能実習を中断又は中止することとなった場合には外国人技能実習機構に技能実習困難時届出書を提出してください。（同届出書を提出した場合であっても、技能実習計画の変更認定申請により、実習を再開することができます。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構 (TEL:03-3453-8000)

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

(協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所)

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁